

## ○名寄市立大学共同研究取扱規程

平成 20 年 2 月 29 日

改正 平成 26 年 11 月 12 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

改正 平成 31 年 2 月 6 日

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 この規程において「共同研究」とは、本学において民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）と共同して行う研究をいう。

### (経費の負担)

第 3 条 共同研究に要する経費は次のとおりとし、民間機関等が負担するものとする。

- (1) 直接経費 謝金、旅費、消耗品費、備品購入費等の共同研究遂行に必要な経費
- (2) 間接経費 前号以外に必要な経費

2 間接経費は直接経費の 10%に相当する額とする。ただし、学長が特に認める場合は、この限りでない。

### (実施基準)

第 4 条 共同研究は、次の各号に掲げる基準をすべて満たすと認められる場合に、実施するものとする。

- (1) 本学の教育研究上有意義であること。
- (2) 本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないこと。
- (3) その他共同研究が大学の研究として適当であること。

### (研究申込み)

第 5 条 研究申込者は、共同研究申込書（様式第 1 号）を学長に提出するものとする。

### (受入れの承諾等)

第 6 条 学長は、前条の申込みがあったときは、共同研究を担当する教員（以下「研究担当者」という。）に対し、共同研究計画書（様式第 2 号）を提出させるとともに、必要に応じ研究担当者の所属する学科長から意見書（様式第 3 号）を提出させるものとする。

2 学長は、前項の書類が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、共同研究の受入れを承諾するものとする。

3 学長は、共同研究の受入れを承諾したときは、共同研究受入承諾書（様式第 4 号）により研究申込者にその旨を通知するものとする。

### (契約の締結)

第 7 条 学長は、共同研究の受入れを承諾したときは、速やかに民間機関等との間で共同研究契約を締結するものとする。

### (設備等の取扱い等)

第 8 条 共同研究のため本学が取得した設備等は、本学の所有に帰するものとする。

2 共同研究の遂行上必要な場合には、研究申込者からその所有に係る設備を本学に受け

入れることができるものとする。

(中止又は期間の延長)

第9条 研究担当者は、共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、共同研究の遂行上やむを得ないと認められるときは、これを中止し、又はその期間を延長するものとする。

3 第6条第3項の規定は、前項の規定による共同研究の中止又は期間の延長について準用する。

(研究成果の報告)

第10条 研究担当者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 共同研究による研究成果の公表については、必要に応じて、研究申込者と協議するものとする。

(申込みの特例)

第12条 研究申込者が国、地方公共団体、特殊法人、財団法人その他の公的機関である場合には、第5条及び第6条第3項の規定にかかわらず、当該公的機関の定めによることができるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(廃止)

2 名寄市立大学共同研究取扱規程(平成19年2月7日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年11月12日から施行する。

附 則(平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月6日)

この規程は、公布の日から施行する。

## 共同研究申込書

年 月 日

名寄市立大学学長 様

研究申込者 所 属  
氏 名

印

名寄市立大学共同研究取扱規程に基づき、下記のとおり共同研究をしたいので申し込みます。

### 記

1. 研究題目

2. 研究の目的及び内容

3. 共同研究を必要とする理由

4. 研究の実施場所

5. 研究の実施期間

年 月 日 から 年 月 日まで

6. 研究担当者及び大学に派遣する研究員の職・氏名  
別添共同研究者名簿のとおり

7. 研究の分担

8. 研究費の分担

9. その他

（添付書類）

大学に派遣する研究員の履歴書及び研究業績書

(別添)

共同研究者名簿

区 分		氏 名	所属・職名
申請者の機関に所属する研究員	名寄市立大学に派遣される研究員		
	申請者の施設において当該研究に従事する研究員		
共同研究に参加予定の名寄市立大学教員 (助手を含む)			

## 共同研究計画書

年 月 日

名寄市立大学学長 様

研究担当者 所 属  
職・氏名

印

### 記

1. 研究題目
2. 研究の目的及び内容
3. 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 研究組織

区 分	氏 名	所 属・職	役 割 分 担
本 学			
研究申込者			

5. 共同研究に要する経費

区 分	本 学	民間企業等	備 考
賃 金			
旅 費			
需 用 費			
備品購入費			
合 計			

様式第3号（第6条関係）

## 意見書

年 月 日

名寄市立大学学長 様

保健福祉学部 学科長 印

記

年 月 日付けで から申込みのあった共同  
研究について、下記のとおり具申いたします。

記

1. 具申内容

2. その他

## 共同研究受入承諾書

年 月 日

研究申込者

様

名寄市立大学学長

印

年 月 日付けで申込みのあった共同研究については、次のとおり承諾します。

なお、共同研究契約を締結しますので、別添の契約書2通にそれぞれ記名押印の上、返送願います。

### 記

1. 研究題目

2. 研究の目的及び内容

3. 研究に要する経費 金 円

4. 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

5. 研究担当者

6. その他

様式第5号（第10条関係）

## 研究完了報告書

年 月 日

名寄市立大学学長 様

研究担当者 所 属  
職・氏名

印

記

1. 研究題目

2. 研究の目的及び内容

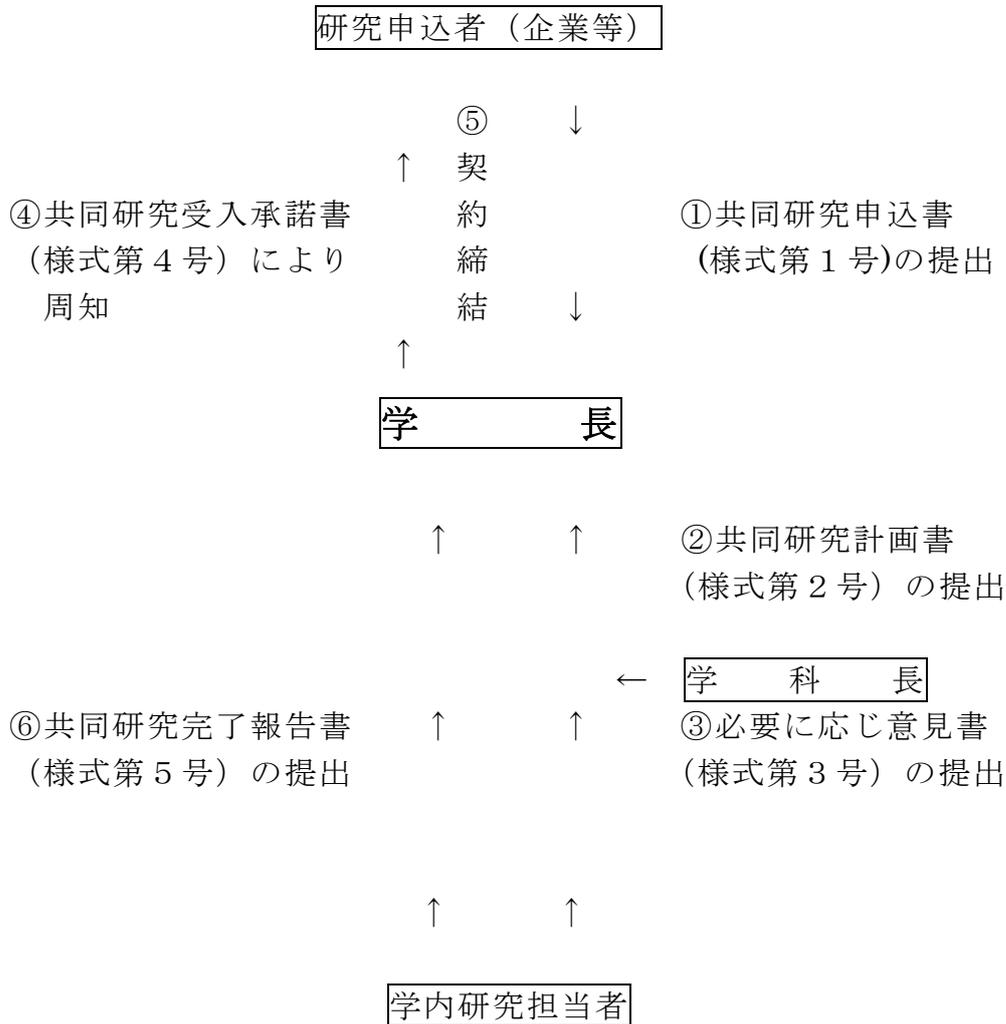
3. 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 研究に要した経費

5. 研究成果

6. その他参考事項

# 共同研究取扱手順



- ① 本学と共同研究を行おうとする企業等（研究申込者）は、研究申込書を学長に提出する。
- ② 学長は、申込書の提出があった場合、本学の研究担当者（教員）に計画書を提出させる。
- ③ 学長は、必要に応じ（必ず）担当者の所属する学科長から意見書を提出させる。
- ④ 学長は、受入れを承諾したとき、承諾書により申込者に通知する。
- ⑤ 学長は、速やかに契約を締結する。
- ⑥ 研究担当者は、共同研究が完了したとき、完了報告書を学長に提出する。